（事業継続力強化設備等の要件）

第二十九条　法第五十六条第二項第二号ロの事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定める設備等は、次の表に掲げる設備等のうち、認定事業継続力強化計画における同項第一号に掲げる目標の達成及び同項第二号に掲げる内容の実現又は認定連携事業継続力強化計画における法第五十八条第二項第一号に掲げる目標の達成及び同項第三号に掲げる内容の実現に資するものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものとする。

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。 一・二　［略］ 三　耐震装置、制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減する機能を有するもの
［略］	［略］
建物附属設備	［略］
［略］	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。 一　耐震装置、制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの 二　［略］

（事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請）

第三十条　法第五十七条第一項の規定により事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2・3　［略］

（連携事業継続力強化計画の認定の申請）

第三十一条　法第五十八条第一項の規定により連携事業継続力強化計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十六による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2～4　［略］

（連携事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請）

第三十三条　法第五十九条第一項の規定により連携事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2・3　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第一から様式第三まで、様式第六から様式第八まで、様式第十、様式第二十二及び様式第二十三を次のように改める。

（事業継続力強化設備等の要件）

第二十九条　法第五十六条第二項第二号ロの事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定める設備等は、次の表に掲げる設備等のうち、認定事業継続力強化計画における同項第一号に掲げる目標の達成及び同項第二号に掲げる内容の実現又は認定連携事業継続力強化計画における法第五十八条第二項第一号に掲げる目標の達成及び同項第三号に掲げる内容の実現に資するものであることにつき経済産業大臣の確認を受けたものとする。

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。 一・二　［略］ 三　制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの
［略］	［略］
建物附属設備	［略］
［略］	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。 一　制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの 二　［略］

（事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請）

第三十条　法第五十七条第一項の規定により事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2・3　［略］

（連携事業継続力強化計画の認定の申請）

第三十一条　法第五十八条第一項の規定により連携事業継続力強化計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第三十による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2～4　［略］

（連携事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請）

第三十三条　法第五十九条第一項の規定により連携事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第三十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2・3　［略］